都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校　いじめ防止基本方針

平成30年4月1日施行

令和8年4月1日改訂

内容

1．いじめの防止等のための対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
（1）いじめ防止基本方針の策定にあたって・・・・・・・・・1
（2）いじめ・不登校対策委員会について・・・・・・・・・・・・1
（3）生徒が主体となったいじめの防止等の取組・・・・2
（4）いじめ防止等に関する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
ア　いじめの防止（いじめ防止プログラム等）・・・・2
イ　早期発見（見守り、アンケート、相談体制等）・・・3
ウ　いじめの認知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
エ　いじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
緊急時の組織的対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
ネット上の不当な書き込みへの対応・・・・・・・4
オ　いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2．重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3．その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・6

資料1　　都城泉ヶ丘高校・附属中学校いじめ防止プログラム
資料2　　早期発見・事案対処マニュアル①
「いじめ防止等のための職務別ポイント」
資料3　　いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン
資料4　　教室や家庭でのいじめのサイン
資料5　　早期発見・事案対処マニュアル②
いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）
資料6　　記録用紙（※別様式で詳細な記録を残す場合もある）
資料7　　いじめの解消チェックシート

なお、以下については「宮崎県いじめ防止基本方針」の内容をそのまま本校でも適用していきますので、本方針には掲載いたしません。

・いじめの定義　　・いじめの理解　　・いじめの防止等に関する基本的な考え方
・重大事態の調査、調査結果の提供及び報告
・重大事態の調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

1　いじめの防止等のための対策

校長は、積極的にリーダーシップを発揮し、いじめ防止等のための取組が全教職員に理解され、確実に遂行されるよう努めます。

(1) 都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

ア　本校では、県及び国の基本方針を参考にして、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校基本方針として定めました。

イ　基本方針の主な内容

① いじめの防止のための取組
② 早期発見・早期対応・いじめ事案への対処の在り方
③ 教育相談体制
④ 生徒指導体制
⑤ 校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容

(2)「いじめ・不登校対策委員会」（いじめの防止等の対策のための組織）

ア いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置します。原則的に週1回の定例会とし、いじめ・不登校の予防に向けた取組や生徒に関する情報交換を行います。いじめ事案発生時は必要に応じて臨時で開催し、適切な対応に努めます。

【構成員】
副校長(総括教頭)、教頭、生徒指導主事、教育相談部主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、（人権教育担当）
※　必要に応じて、校長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにも出席してもらう。

イ いじめ・不登校対策委員会の役割は、次に掲げるものです。

① いじめに向かわない態度・いじめを許さない環境づくりを行う役割【「学校いじめ防止プログラム」（資料1）の策定】
② いじめであるかどうかの判断を組織的に行う役割
③ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
⑤ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係

の把握を行う役割

⑥ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

⑦ 「都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」の作成・実行・検証・修正を行う役割

⑧ 「都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

⑨ いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

(3) 生徒が主体となったいじめの防止等の取組

校内外において生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、目安箱を設置して生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進します。

(4) いじめの防止等に関する措置

「都城泉ヶ丘高等学校・附属中学校いじめ防止プログラム」（資料1）を策定し、校長を中心に一致協力体制を確立して取り組みます。【職務別ポイント（資料2）】

ア いじめの防止 （いじめ防止プログラム等）

① 全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図るとともに、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

〔主な活動〕ピア・サポート、人権学習、情報モラル講演会、生徒総会　等

② 未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

〔主な活動〕FITS、自主的な行事運営、対話的な授業、部活動の活性化

③ 生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

〔主な活動〕面談週間の設定、相談窓口の周知、年4回のアンケート調査

④ 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

〔主な活動〕各種委員会活動の活性化、自主的な行事運営、面談の実施

⑤ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

〔主な活動〕研修会の実施

⑥ ネットいじめの予防について取り組みます。

〔主な活動〕フィルタリング等の啓発、情報モラル教育の実施

イ 早期発見（見守り・アンケート・相談体制等）

① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

② 教職員は、日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努めます。

【いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン（資料3）】

【教室や家庭でのいじめのサイン（資料4）】

③ 定期的なアンケート調査（6月・9月・10月・2月）やリクエスト相談（5月）の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。アンケート結果は「いじめ・不登校対策委員会」で共有し、生徒の面談やケア、問題解決に向けた対策に取り組みます。無記名式アンケートで「いじめの記載」があった際には、慎重に追跡調査を行い、再アンケートや個人面談等を実施します。

④ 生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が対応できる体制の構築に努めます。

⑤ いじめの相談窓口は、教育相談部・養護教諭・学年主任・管理職とし、生徒に対しては全校集会での紹介や教室掲示、教育相談だより等を通じて、保護者に対しては、PTA総会、学校ホームページ、教育相談だより等を通じて周知していきます。

相談受付は、教育相談室・保健室への生徒・保護者の来室は常時行っています。リクエスト相談（5月）で生徒から面談を希望する機会も作ります。また、面談週間時の二者面談から教育相談等へつないだり、いじめアンケート（年4回）の記載内容から面談を実施することもあります。保護者からの電話での相談も受け付けます。管理職・教育相談部・養護教諭・学年主任の中で話がしやすいと思う職員を保護者のほうで選んで相談できます。

⑥ 生徒からSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって、多大な勇気を有するものであることを教職員は理解し、迅速な対応に努めます。

⑦ 校外の相談窓口についても、校内掲示やPTA総会等での資料配付により

生徒・保護者への周知をはかります。(「24時間子供SOSダイヤル」、「チャイルドライン」、「ヤングテレホン」等)

ウ いじめの認知 ※県が示す「いじめの認知チェックフロー」を使用

いじめの認知については、事実について状況把握を十分に行った上で、法の定義に当たるか否かの判断を行います。その際、いじめの被害生徒の立場に立ち、いじめ・不登校対策委員会で組織的に判断します。

① いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに相談窓口の副校長(総括教頭)・教頭へ連絡をし、組織的な対応を行い、被害生徒を守り通します。特定の教職員で抱え込まないようにします。

② 各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。【記録用紙(資料6)】

③ いじめの積極的な認知にあたっては以下の点に留意します。

・些細な事案も「認知すべき事案ではないか」と意識する視点をもちます。
・認知の手段として、アンケートだけに頼らず、あらゆる手段を講じます。
・不登校や問題行動などの生徒指導状況についてしっかりと分析します。
・アンケートなどで訴えがあった場合も、すぐに「認知」ではなく、状況をしっかり把握して組織的に判断します。
・外見的にはけんかに見えることでも、いじめの被害生徒の感じる被害性に着目した見極めを行います。
・双方向のいじめとして認知する場合もあります。
・好意から行ったことが、意図せず相手を傷つけたことでいじめと認知する場合もあります。

エ いじめに対する措置

いじめに対する措置は組織的に行います。【いじめに対する措置(緊急時の組織的対応)(資料5)】

① 加害生徒に対しては、生徒支援部又は学年団が中心となり、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行います。

② 加害生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を管理職・生徒支援部・学年団が継続的に行い、被害生徒及びその保護者との関係に配慮します。

③ ネット上に不当な書き込み等があった際には、以下の手順で対処します。

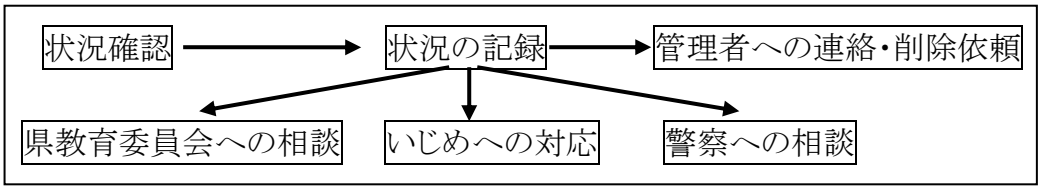

④ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

オ いじめの解消【いじめの解消チェックシート（資料7）】

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があり、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。これについては、いじめ・不登校対策委員会で情報収集を行い、判断を組織的に行います。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ・不登校対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。面談者は、いじめ・不登校対策委員会で決定する。

2 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告します。県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を行います。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき （相当の期間とは年間30日を目安とするが連続欠席の場合は目安に関わらず判断する）

３ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

１ 基本方針については、毎年の見直し・改善を組織的に検討します。また、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

２ 基本方針については、ホームページ上で公表します。

資料１

都城泉ヶ丘高校・附属中学校　いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	ＰＤＣＡ
	学校行事	生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
４	ＦＩＴＳ 定期戦	上級生による新入生オリエンテーション 異学年交流 クラス内の絆づくり	コミュニケーションスキルトレーニング	いじめ防止基本方針の確認と目標の共有	個人面談	毎週、学年会を実施し、学年内の生徒状況について学年で情報共有 ↓ 毎週、いじめ・不登校対策委員会で各学年の生徒状況を報告し、いじめの事案が発生した場合は、組織的対応について協議 ↓ いじめの事案に関して支援・指導を要する生徒や保護者への組織的な対応 ※緊急の事案については随時いじめ・不登校対策委員会を開催 ※アンケートの分析、取組の改善案作成 ※必要に応じて、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰやｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰにいじめ・不登校対策委員会に出席してもらう	ＰＴＡ総会（説明） 教育相談だより、 SC/SSW 通信の発行	計画・目標作成
５	生徒会選挙	生徒会による目安箱の設置（通年）	人権学習（高 1～3 年）		リクエスト相談（アンケート＋面談）		随時相談受付	
６					第１回アンケート〔記名式〕 教育相談・（個人面談）			
７	クラスマッチ	クラス内の絆づくり	人権学習（高 3）				三者面談での相談	
８				生徒理解のための研修(SC)			三者面談での相談	
９	文化祭 体育大会	文化祭・体育大会での絆づくり			第２回アンケート〔記名式〕 教育相談・（個人面談）		随時相談受付	中間評価と取組の改善
１０	生徒会選挙 遠足	クラス内の絆づくり			県アンケート〔無記名式〕			
１１			人権学習（高 1、2 年）		（再アンケート・個人面談）			
１２	修学旅行 百人一首大会	異学年交流						
１			クラス討議					
２			人権学習（高 1、2 年）		第３回アンケート〔記名式〕、教育相談			年間評価
３	クラスマッチ 生徒総会	クラス内の絆づくり		今年度の反省と次年度取組事項の協議				次年度計画作成

資料２

早期発見・事案対処マニュアル①「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」

・　いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立する。 ・　いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込まないよう組織で共有し、組織的な対応を図る。 ・　いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告　し、学校の組織的な対応につなげる。

（１）いじめの防止のための措置

《学級担任・教科担任・部活動顧問等》

・　日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級・部活動全体に醸成する。
・　はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
・　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
・　教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
・　学年主任は相談窓口（保護者）としての周知をＰＴＡ総会や参観日で行う。

《教育相談部》

・　全校集会や教育相談通信等で相談窓口（生徒・保護者）としての周知を行う。

《養護教諭》

・　学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
・　相談窓口（生徒・保護者）としての周知を行う。

《生徒支援部》

・　いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
・　日頃から関係機関等と定期的に情報交換を行い、連携に取り組む。

《管理職》

・　全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
・　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

・　生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
・　いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。
・　保護者の相談窓口（管理職・教育相談部・養護教諭・学年主任）について、ＰＴＡ総会等で周知を行い、保護者からの電話相談などの窓口となる。

（２）早期発見のための措置

《学級担任・部活動顧問等》

・　日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
・　休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
・　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
・　いじめアンケートで「いじめがある」との記載があった場合には、直ちに管理職へ報告し、その後の対応を組織的に行う。
・　学年主任は保護者からの相談窓口として、保護者が「気になること」があればいつでも相談できることを周知し、相談内容について関係職員で共有し早期発見につなげる。

《養護教諭》

・　保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
・　生徒、保護者からの相談を関係職員と共有し、早期発見につなげる。

《教育相談部》

・　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
・　スクールカウンセラーとのカウンセリングやスクールソーシャルワーカーとの面談について、周知を図る。
・　生徒、保護者からの相談を関係職員と共有し、早期発見につなげる。

《生徒支援部》

・　休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異状の有無を確認する。

《管理職》

・　生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する（相談窓口の周知を行う）。
・　保護者からの電話による相談に対応し、早期発見につなげる。
・　学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、

適切に機能しているか、定期的に点検する。

・　いじめアンケート調査で「いじめがある」との記載があった場合には、いじめ・不登校対策委員会を招集し、適切な追跡調査方法を決定し、実行に移す。

（３）いじめに対する措置（資料５も参照）

①　情報を集める

《学級担任等、部活動顧問、養護教諭》

・　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。

・　生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

・　発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

・　その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所等に配慮する。

・　いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《いじめ・不登校対策委員会》

・　教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

・　その際、得られた情報は確実に記録に残す。

・　一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②　指導・支援体制を組む

《いじめ・不登校対策委員会》

・　正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒支援部、教育相談部、管理職などで役割を分担）

　➢　いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応

　➢　その保護者への対応

　➢　教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無の確認等

・　ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持つことが必要。

・　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

・　現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③－Ａ　生徒への指導・支援を行う

・「いじめ・不登校対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》　教育相談部・養護教諭等

・　いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
・　いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
・　いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》　生徒支援部

・　いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・　必要に応じ、いじめた生徒を別室において指導したり、特別指導等を行ったりし、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
・　いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
・　いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
・　不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

・　学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度や雰囲気づくりに努める。
・　いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
・　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ・不登校対策委員会》

・　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
・　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
・　指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－Ｂ　保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

・　家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。

・　いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

・　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料３
いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

１　いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場　面	サ　イ　ン
登校時 朝のＳＨＲ	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ　イ　ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料４

教室や家庭でのいじめのサイン

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ　イ　ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ　イ　ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料６

いじめ対応の記録　　令和　　年　　月　　日作成

	氏名　ふりがな	性	クラス	出身中	部活動	備考
被害者						
加害者						

発覚の経緯	
発生日時	
いじめの内容	
いじめの背景	
保護者への連絡状況	

◎以下に、時系列で具体的な対応を記録していく

資料７

いじめの解消チェックシート

A　被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを本人に確認した。

B　被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを周囲の状況や日常の観察から確認できる。（疑わしい状況が見当たらない。）

C　いじめ行為が3か月継続して止んでいるという確認を「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。

D　被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることの記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

E　被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないか本人に確認した。

F　被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないかその保護者に確認した。

G　被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないという確認を、被害児童生徒とその保護者に「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。

H　被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないことを記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

○全てチェックあり・・・・ 解消している ⇒再発の可能性を考慮した見守りを継続

○AやBがチェックなし・・ 解消ではない ⇒さらに３か月継続して止んでいるか観察

○CやDがチェックなし・・ 解消ではない ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

○EやFがチェックなし・・ 解消ではない ⇒心身の苦痛の原因を調査し解消に向け対応

○GやHがチェックなし・・ 解消ではない ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

資料１

都城泉ヶ丘高校・附属中学校　いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	ＰＤＣＡ
	学校行事	生徒が主体となった活動	特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
４	ＦＩＴＳ 定期戦	上級生による新入生オリエンテーション 異学年交流 クラス内の絆づくり	コミュニケーションスキルトレーニング	いじめ防止基本方針の確認と目標の共有	個人面談	毎週、学年会を実施し、学年内の生徒状況について学年で情報共有 ↓ 毎週、いじめ・不登校対策委員会で各学年の生徒状況を報告し、いじめの事案が発生した場合は、組織的対応について協議 ↓ いじめの事案に関して支援・指導を要する生徒や保護者への組織的な対応 ※緊急の事案については随時いじめ・不登校対策委員会を開催 ※アンケートの分析、取組の改善案作成 ※必要に応じて、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰやｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰにいじめ・不登校対策委員会に出席してもらう	ＰＴＡ総会（説明） 教育相談だより、SC/SSW 通信の発行	計画・目標作成
５	生徒会選挙	生徒会による目安箱の設置（通年）	人権学習（高 1～3 年）		リクエスト相談（アンケート＋面談）			
６					第１回アンケート〔記名式〕 教育相談・（個人面談）		随時相談受付	
７	クラスマッチ	クラス内の絆づくり	人権学習（高 3）				三者面談での相談	
８				生徒理解のための研修(SC)			三者面談での相談	
９	文化祭 体育大会	文化祭・体育大会での絆づくり			第２回アンケート〔記名式〕 教育相談・（個人面談）		随時相談受付	中間評価と取組の改善
１０	生徒会選挙 遠足	クラス内の絆づくり			県アンケート〔無記名式〕			
１１			人権学習（高 1、2 年）		（再アンケート・個人面談）			
１２	修学旅行 百人一首大会	異学年交流						
１			クラス討議					
２			人権学習（高 1、2 年）		第３回アンケート〔記名式〕、教育相談			年間評価
３	クラスマッチ 生徒総会	クラス内の絆づくり		今年度の反省と次年度取組事項の協議				次年度計画作成

資料２

早期発見・事案対処マニュアル①「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」

- いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立する。
- いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込まないよう組織で共有し、組織的な対応を図る。
- いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

（１）いじめの防止のための措置

《学級担任・教科担任・部活動顧問等》

- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級・部活動全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ､いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 学年主任は相談窓口（保護者）としての周知をＰＴＡ総会や参観日で行う。

《教育相談部》

- 全校集会や教育相談通信等で相談窓口（生徒･保護者）としての周知を行う。

《養護教諭》

- 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- 相談窓口（生徒・保護者）としての周知を行う。

《生徒支援部》

- いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- 日頃から関係機関等と定期的に情報交換を行い、連携に取り組む。

《管理職》

- 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）。

・　保護者の相談窓口（管理職・教育相談部・養護教諭・学年主任）について、ＰＴＡ総会等で周知を行い、保護者からの電話相談などの窓口となる。

（２）早期発見のための措置

《学級担任・部活動顧問等》

・　日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
・　休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
・　個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
・　いじめアンケートで「いじめがある」との記載があった場合には、直ちに管理職へ報告し、その後の対応を組織的に行う。
・　学年主任は保護者からの相談窓口として、保護者が「気になること」があればいつでも相談できることを周知し、相談内容について関係職員で共有し早期発見につなげる。

《養護教諭》

・　保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
・　生徒、保護者からの相談を関係職員と共有し、早期発見につなげる。

《教育相談部》

・　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
・　スクールカウンセラーとのカウンセリングやスクールソーシャルワーカーとの面談について、周知を図る。
・　生徒、保護者からの相談を関係職員と共有し、早期発見につなげる。

《生徒支援部》

・　休み時間や昼休みの校内巡回や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異状の有無を確認する。

《管理職》

・　生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する（相談窓口の周知を行う）。
・　保護者からの電話による相談に対応し、早期発見につなげる。
・　学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
・　いじめアンケート調査で「いじめがある」との記載があった場合には、いじめ・不登校対策委員会を招集し、適切な追跡調査方法を決定し、実行に移す。

（３）いじめに対する措置（資料５も参照）

①　情報を集める

《学級担任等、部活動顧問、養護教諭》

・　いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）。
・　生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
・　発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
・　その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所等に配慮する。
・　いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《いじめ・不登校対策委員会》

・　教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
・　その際、得られた情報は確実に記録に残す。
・　一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②　指導・支援体制を組む

《いじめ・不登校対策委員会》

・　正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒支援部、教育相談部、管理職などで役割を分担）
　➢　いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
　➢　その保護者への対応
　➢　教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無の確認等
・　ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持つことが必要。
・　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
・　現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③－Ａ　生徒への指導・支援を行う

・「いじめ・不登校対策委員会」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。

《いじめられた生徒に対応する教員》　教育相談部・養護教諭等

・　いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
・　いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
・　いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対応する教員》　生徒支援部

・　いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・　必要に応じ、いじめた生徒を別室において指導したり、特別指導等を行ったりし､いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
・　いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
・　いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
・　不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

・　学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度や雰囲気づくりに努める。
・　いじめを見ていた生徒に対しても､自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
・　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《いじめ・不登校対策委員会》

・　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
・　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
・　指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－Ｂ　保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

・　家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。
・　いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
・　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料３

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

１　いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場　面	サ　イ　ン
登校時 朝のＳＨＲ	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ　イ　ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料４

教室や家庭でのいじめのサイン

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サ　イ　ン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ　イ　ン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料５

早期発見・事案対処マニュアル②「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」

ア いじめの発見･通報を受けたときの対応

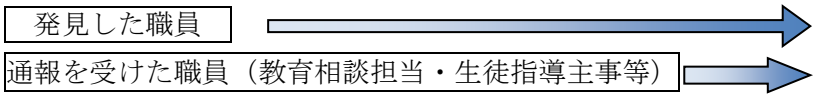

イ 情報の共有　　ウ 調査･事実関係の把握

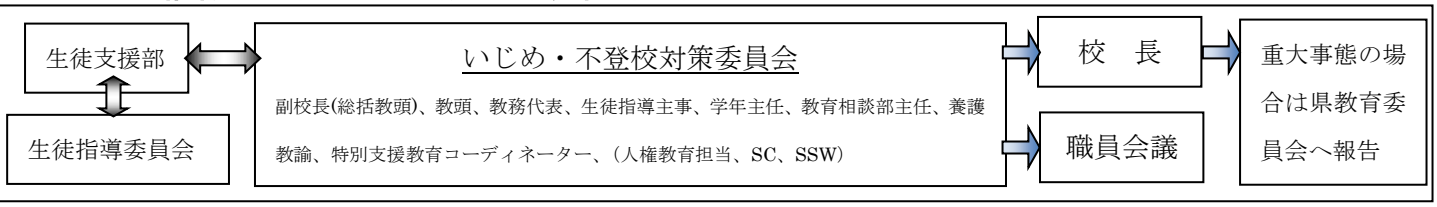

エ 解決に向けた指導及び支援

①いじめられた生徒とその保護者への支援　　※いじめ・不登校委員会及教育相談部を中核に実施

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除けるよう継続的に支援していきます。

・安全、安心を確保する　　・心のケアを図る　　・今後の対策について共に考える

・活動の場等を設定し、認め、励ます　　・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

・じっくりと話を聞き、今後の対策について、共に考える

・不安に感じていることに傾聴する

・家庭での対話や見守り等を大切にするなどの協力を求める

②いじめた生徒への指導又はその保護者への支援　※学年団及び生徒支援部を中核に実施

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

・いじめの背景や要因の理解に努める　　・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる

・今後の生き方を考えさせる　　・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明を行います。

・心情に配慮する　　・何か気がついたことがあれば報告してもらう

・いじめた生徒の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には、中立・公平性を大切に対応します。

・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不審等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む

・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある

・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

③いじめが起きた集団への働きかけ　　※担任・学年団を中心に実施

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

・自分の問題として捉えさせる　　・望ましい人間関係づくりに努める
・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
・自己有用感が感じられる集団づくりに努める

オ　関係機関への報告　　※いじめ・不登校対策委員会を中核に実施

①校長は県教育委員会への報告を速やかに行います。
②生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。
③必要に応じ、福祉・医療等の関係機関に報告し、連携を取ります。

カ　継続指導・経過観察　　※いじめ・不登校対策委員会を中核に実施

①家庭との連携を図りながら、全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
②被害生徒との面談を定期的に行い、いじめに係る行為が止んでいることと心身の苦痛を感じていないことの確認を少なくとも３ヶ月間は、いじめ・不登校対策委員会で行います。

資料6

いじめ対応の記録　　令和　年　月　日作成

	氏名　ふりがな	性	クラス	出身中	部活動	備考
被害者						
加害者						

発覚の経緯	
発生日時	
いじめの内容	
いじめの背景	
保護者への連絡状況	

◎以下に、時系列で具体的な対応を記録していく

資料6

いじめ対応の記録　　令和　年　月　日作成

	氏名　ふりがな	性	クラス	出身中	部活動	備考
被害者						
加害者						

発覚の経緯	
発生日時	
いじめの内容	
いじめの背景	
保護者への連絡状況	

◎以下に、時系列で具体的な対応を記録していく

資料7

いじめの解消チェックシート

A 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを本人に確認した。

B 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることを周囲の状況や日常の観察から確認できる。（疑わしい状況が見当たらない。）

C いじめ行為が3か月継続して止んでいるという確認を「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。

D 被害を受けた児童生徒に対するいじめ行為が3か月継続して止んでいることの記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

E 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないか本人に確認した。

F 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないかその保護者に確認した。

G 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないという確認を、被害児童生徒とその保護者に「いつ」「誰が」「どういった方法」で行ったか記録を残している。

H 被害児童生徒がいじめの行為に関して心身の苦痛を感じていないことを記録を基に学校のいじめ対策組織等で組織的に判断した。

○全てチェックあり・・・・ 解消している ⇒再発の可能性を考慮した見守りを継続

○AやBがチェックなし・・ 解消ではない ⇒さらに３か月継続して止んでいるか観察

○CやDがチェックなし・・ ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断

○EやFがチェックなし・・ ⇒心身の苦痛の原因を調査し解消に向け対応

○GやHがチェックなし・・ ⇒状況を確認・整理し再度組織的に判断